

# 行財政改革の果たすべき役割の変化

令和6年2月21日  
宗像市行財政改革推進委員会資料  
宗像市経営企画部財政課

## ◇これまでの行財政改革

「行政の効率化」「財政の健全化」 = コスト削減、財源確保  
市町村合併、職員定数の削減、使用料の見直し、… ⇒ 支出減、収入増の手段

### コスト削減のみによる財政効果の限界

行革大綱	計画始～終期	効果額（千円）
第1次	H17～21	5,725,546
第2次	H22～26	5,407,218
第3次	H27～R1	4,902,442
第4次	R2～6	1,610,000

### 目まぐるしい社会の変容

コロナ禍を通じた働き方の多様化

自然災害の頻発による防災意識の高まり

急激な少子高齢化に伴う人材不足

コスト削減一辺倒ではなく、行政サービスの質向上の視点が重要

## ◇これからの行財政改革

「質の行財政改革」

=

コスト  
削減

+

効率化

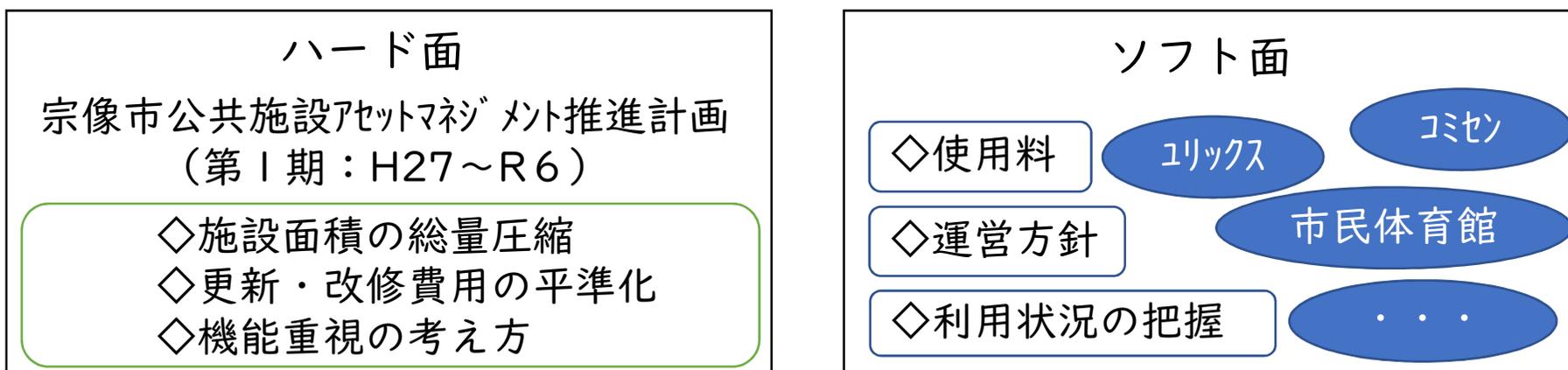
利便性

質の高いサービス

# 公共施設のあり方に関する今後の方針

## ◇これまでの方針

- ・「宗像市公共施設アセットマネジメント推進計画」では、ハード面に重点が置かれている。
- ・ソフト面については、施設ごとに各課が把握、方針決め。統一した計画にまとめられていない。



## ◇今後の方針

公共施設のあり方について、ハード・ソフト両面から経営企画課、アセットマネジメント推進課、財政課一体となって議論。

市民にとって利用しやすい施設、市民が行きたくなる施設

- ・ユニバーサルデザイン
- ・アクセスしやすい
- ・多目的に使える
- ・支払いしやすい
- ・適切な料金
- ・予約しやすい
- ...

例：◇使用料の見直し ◇デジタル化を含む運営方針の共通化の検討



# 公共施設使用料をめぐる現状と課題

## (1) 公共施設とは

- 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するもの。市民にあまねく利用されることで目的を達成。
- 使用料=施設使用の対価。負担の公平性を確保。

市の直営施設	市の収入となる。
指定管理施設	条例で定める使用料の額を上限に、指定管理者が「利用料金」として定めることができる。指定管理者の収入となる。

## (2) 使用料収入及び受益者負担の現状

- ・収入額…直営施設:72,354千円、指定管理施設:198,158千円
- ・受益者負担率(直営施設平均)…16.2% ※近隣他市平均12.4%

## (3) 公共施設利用をめぐる課題

コロナ禍を経た  
利用状況の変化

多くの施設で利用率低下。R4もコロナ以前の水準に至らず。  
コミセン多目的ホール H29:57.2%⇒R2:47.8%⇒R4:53.1%

物価高騰の状況

消費者物価指数の上昇。今後も上昇傾向が長引く見込み。  
R2:100⇒R5:105.6 対前年比3.2%上昇

市民の地域活動や文化・スポーツにおける活動控え継続の懸念

# これまでの使用料見直しについて

## (4)これまでの使用料算定の考え方

「施設のコストは使用料でまかなう」⇒利用する人が原則負担する前提の使用料算定

### ●算定方法と激変緩和措置

#### 1. 算定

▽基本式 使用料の基準単価 = 原価 ÷ 利用率 × 利用者負担割合

建設コスト（減価償却費） + 運営コスト

▽利用形態に応じた算定方式 ①貸室の使用料、②個人利用の使用料  
③近隣平均相当、④広域利用施設算定

あるべき料金

#### 2. 激変緩和措置

急激な負担増を抑えるため、改定率の上限を20%に設定

改定料金

### ●あるべき料金と改定料金との差

平成30年度見直し時の金額（抜粋）

施設・内容	H29料金	あるべき料金	改定料金(H30～)	改定率
1リックス中ホール(AM)	8,310	19,640	9,970	1.2
市民体育館大体育室(半面)	870	2,990	1,040	1.2

⇒あるべき料金額に到達するまで増額が必要⇒増額改定が必然

# 使用料をめぐる課題への対応及び今後の方針

## (5) 使用料の算定

●基本式 使用料の基準単価=原価※×利用者負担割合 ※原価には減価償却費を含まない

●利用形態に応じた算定方式

① 貸室の使用料 (㎡単価)

② 個人利用の使用料 (人単価)

③ 近隣平均相当

④ その他の調整

+ 例)・近隣他市の類似施設や、民間の同サービスと比較して著しく安価である場合

試算結果:27施設約480区分のうち、約330区分で現行より減額

## (6) 見直しによる具体的効果

●減額による受益者負担の絶対的軽減

例) 着付け教室でコミセン和室を月8回利用 (現)520円×8回×12月=49,920円  
(新)390円×8回×12月=37,440円 (-12,480円)

●増額しないことによる受益者負担の相対的軽減

例) 市民体育館大体育室 (1/4) を月4回利用 (試算) 880円×4回×12月=42,240円  
(新/現)740円×4回×12月=35,520円 (-6,720円)

## (7) 今後の方針

多くの市民が公共施設を気兼ねなく利用できる環境づくり

◇利用しやすい金額設定→現在の社会情勢に合った受益者負担

◇施設の利用促進策→施設でのサービス充実、予約・料金支払いの仕組み改善等

◇使用料の減免見直し→施設の目的に即した減免